

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年3月15日号
岩沢北部・南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- ◆主な事業報告
- ◆阿岩橋の取付け工事
- ◆下水道課からのお知らせ

- ◆事業計画等変更の公告
- ◆事務所からのお知らせ

阿須小久保線にかかる阿岩橋の架け替え工事が完了し、12月22日開通しました。当日は開通式が行われ、多くの市民の皆さまが渡り初めに参加していただきました。

阿岩橋は、「都市計画道路阿須小久保線」の一部で、幹線道路の役割を担うと共に、地域のまちづくりに大きく貢献できることが期待されます。



渡り初めの様子

主な事業報告

【岩沢北部】 本年度に実施した主な事業は、遺跡調査、造成及び道路築造工事、建物移転2戸を実施しました。また、笠縫地区を結ぶ双柳岩沢線及び新設される東幹線(9m)の用地買収、建物移転3戸を実施しました。

【岩沢南部】 主な事業は、遺跡調査、造成及び道路築造工事、建物移転3戸を実施しました。岩沢グラウンドから北上する道路(市道1-1925号線)について、側溝工事及び上下水道の工事を市道1-7号線までの区間について実施しました。



岩沢北部 遺跡調査の様子



岩沢南部 側溝工事・道路拡幅の様子

阿岩橋の取付け工事

阿岩橋の岩沢側及び阿須側において、橋の取付け道路の工事を行っています。

工事期間中は、加治東地区行政センターへの利用や加治東小学校への通学など歩行や車両の通行に大変ご不便をお掛けしています。皆さまには、引き続きご理解とご協力をお願いします。

☆問合せ先：道路建設課 道路担当

施工期間：平成25年3月下旬まで

042(973)2127（直通）



取付け工事の様子（行政センターを望む）

下水道課からのお知らせ

岩沢汚水中継ポンプ場が完成し、1月19日に竣工式を行いました。

このポンプ場は、岩沢南部・岩沢北部、双柳南部それぞれの区画整理地内と浅間地区の汚水を広域的に取り込み、阿岩橋を経由し浄化センターまで送るための重要な施設です。この施設により、岩沢地区をはじめとする市東部地域の下水道整備が本格的に進んでいきます。



岩沢汚水中継ポンプ場



竣工式の様子

都市計画（区域）及び事業計画変更の公告



都市計画（区域）及び土地区画整理事業計画変更の公告を行います。

①都市計画の種類

- ・飯能都市計画 岩沢北部土地区画整理事業の変更（区域）
- ・飯能都市計画 岩沢南部土地区画整理事業の変更（区域）

②土地区画整理事業の種類

- ・飯能都市計画事業 岩沢北部土地区画整理事業計画（第4回）の変更
- ・飯能都市計画事業 岩沢南部土地区画整理事業計画（第4回）の変更

【公告予定期日】 平成25年3月下旬

※なお、この変更では、事業施行期間の変更はありません。

この変更を受け、今後、事業を施行する上で必要な仮換地指定の範囲を拡大し、事業の推進を図ります。

仮換地指定は、事業の進捗に合わせ土地所有者の皆さまにお示ししている仮換地（案）について、土地区画整理審議会の意見を確認し、仮換地指定を行います。

土地区画整理事務所からのお知らせ

○土地区画整理審議会が開催されました

- ・岩沢南部土地区画整理審議会
平成25年2月20日（水）
- ・岩沢北部土地区画整理審議会
平成25年2月21日（木）



過日、それぞれ今年度2回目となる土地区画整理審議会が開催されました。

議事の内容は、平成24年度の事業進捗状況や来年度の事業予定を報告し、岩沢地区の阿須小久保線を含めた都市計画道路や主要となる道路、また、下水道の整備など、効率的で効果的なまちづくりにおける整備方針や優先される工事展開などについて説明を行いました。

また、審議会委員の皆さまには、普段、市では把握しきれない細かな地域の問題や課題などについて、ご意見やご指摘をいただく場としての役割も担っています。住み良いまちづくりが早期に実現できるようご尽力をいただいています。

○下水道整備を推進しています

岩沢地区では、下水道汚水幹線を中心に整備を推進しています。

下水道が整備されましたら、接続いただきますようご協力をお願いします。

なお、接続に関することや整備状況及び今後の予定などについては、下水道課までお問い合わせください。

☆問合せ先：下水道課 整備担当 042(973)3433（直通）

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

☆JR八高線六道踏切工事

笠縫地内のJR八高線六道踏切が工事のため通行止めとなっています。

新踏切供用開始日は下記のとおり予定しています。今しばらくの間、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

踏切供用開始予定日時

平成25年3月22日（金）午前5時

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住所	飯能市大字笠縫112-1
電話	042(973)8682
Eメール	kukaku@city.hanno.saitama.jp



JR八高線 六道踏切の様子